

# おたがいさま支えあい基金のご案内

## おたがいさま支えあい基金とは

経済的理由で医療・介護サービスをはじめ、地域のさまざまな生活支援等の利用が困難な方に対して、「その人らしく生きる」ことをささえるために活用する基金です。基金の財源は松江保健生協が市民のみなさんや団体など広く募集し、確保します。

## 基金助成の基準

世帯収入がその方の生活保護基準額に対して130%以内の方を対象に基金から助成を行います。基金の活用を希望される方は生活保護基準額を計算するための資料(※1)の提出が必要です。松江保健生協内に設置されている基金運営委員会に申請をしていただきます。場合によっては不承認になることがあります。



## 助成の対象は

○医療、介護、地域のさまざまな生活支援等の利用が助成の対象になります。(保健生協の医療機関、介護事業所に限定されません。また生協組合員でなくても利用できます)

○例えば下記のような方です。

- ・失業などにより医療費の支払いが難しくなった
- ・デイサービスの利用を考えていたが年金収入が少なく利用を控えている
- ・おたがいさまサービスを利用して在宅生活を考えていたが支払いが困難
- ・〇〇〇したいけど、生活していくことがぎりぎり

※ご相談の中で無料低額診療事業、生活保護、福祉医療制度などの活用ができる方は、そちらのご利用を案内いたします。

## 基金の助成申請に必要なものは(※1)

世帯収入の確認できる資料の提示をお願いします。

給与明細書(直近3カ月分)または課税証明書、源泉徴収書、確定申告控え、年金証書または年金改定通知書、通帳の控えなど、その方によって提出書類は相談させていただきます。



相談窓口



松江保健生活協同組合

松江市西津田 8-8-10 役員室 長谷川まで  
TEL 0852-22-0723 FAX 0852-24-1589